

議会改革等に関する調査特別委員会

最 終 報 告 書

I 目的・調査事件

効果的、効率的な議会活動に関する調査

II 特別委員会の概要

- | | | | |
|--------|-----------------------|----|------|
| 1 設置期間 | 令和2年12月から令和4年12月定例会まで | | |
| 2 委員 | 委員長 | 村上 | 源吉 |
| | 副委員長 | 新関 | 善三 |
| | 委員 | 菅野 | 清一 |
| | | 高橋 | 真一郎 |
| | | 高橋 | 清美 |
| | | 作田 | 善輝 |
| | | 菅野 | 信一 |
| | | | 以上7名 |

III 調査の経過

本報告書末尾に記載のとおり。

IV 調査状況及び概要

調査項目を大きく次の4つとし、項目ごとに報告する。

【調査項目】

- 1 議会・議員の役割、あり方
- 2 議会への住民参加のあり方
- 3 議会の機能強化、議会運営の適正化
- 4 議員報酬、議員待遇のあり方

V 調査結果報告（意見）

1 議会・議員の役割・あり方

（1）議会基本条例の制定について

・議会基本条例（以下、「基本条例」という。）とは、「議会の組織及び運営の方針と基本的ルールを定める条例」と解され、令和4年4月1日時点で、全国

1788 自治体のうち 930 自治体で制定され、町村部では全 926 団体のうち 345 町村で制定されている。

- ・委員会では、全国で最初に制定した北海道の栗山町議会及び、芽室町議会の基本条例について、書類調査を行った。また、先進議会調査として、芽室町議会に対してオンライン調査、神奈川県の上野山町議会及び開成町議会に対して現地調査を行った。
- ・基本条例の制定に向けては、「自治体の憲法と呼ばれる自治基本条例がセットでなければならない」「形式だけの基本条例では意味がない」「基本条例の制定が目標ではなく、議会改革の積み重ねが大事である」などの意見が出され、現時点においては、議会改革の取組を優先させるべきである、との意見に達した。

【調査結果、意見、提言】

- 議会や議員のあり方として、議会基本条例を制定する議会が増えているが、形式的なものでは意味がない。基本条例の制定は目標ではなく、町民の福祉向上のため、議会改革の取組と積み重ねにより、策定されるべきものである。したがって、本調査結果をもとに、議会改革の取組を確実、かつ着実に進めていくことを優先すべきである。
- 議会改革を不断の取組として位置づけ、確実なものとするため、当特別委員会の最終報告後、議会運営委員会において議会改革を進めることとし、計画の作成と進捗管理など、全議員参加のもと、取組を進められたい。

(2) 議員の研修機会、資質向上のあり方

- ・常任委員会等の所管事務調査（先進事例等現地調査）については、議員の資質向上と政策提案において、欠かすことのできない調査研修の機会である。当議会においては、これまでの議会改革の成果として、4つの常任委員会のほか、議会運営委員会で現地調査を実施できる予算を確保してきたところである。
- ・委員会では、所管事務調査の効果、成果等について協議した。委員からは、「議会最終日に委員長が報告するだけで、調査の成果を活かしきれているとは言えなかった」「調査結果は、町政に活かされるものでなければならない」などの意見が出された。また、先進議会調査においては、常任委員の任期を2年制にして、議員の任期の途中で交代できるようにし、専門分野の知見が高められるよう工夫している事例がみられた。

【調査結果、意見、提言】

- 住民が望む議員像として、「議員自ら政策を立案し、提言を行う」が挙げられるが、政策立案と提言のためには、先進地等現地調査と研修は欠かせない。
- 委員会で実施した調査は、これまで議場で報告されるのみであって、十分にその成果が町政に活かされているとは言えなかった。調査研究、研修の成果を、議員の資質向上、委員会及び議会活動の活性化のため、より確実に活かしていけるよう、事前の勉強会と事後の協議、とりまとめを実施すべきである。
- 特に、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会の2つの常任委員会（以下、「政策系2つの常任委員会」という。）は政策に深くかかわるので、委員会の調査報告書だけでなく、各委員が自ら調査報告書を作成し、提出すべきである。
- 政策系2つの常任委員会においては、議会において調査報告するだけでなく、別途、報告会を開催するなど、町政に反映させる取組について検討されたい。
- 常任委員会及び議会運営委員会については、議員の経験と知識を高める絶好の機会である。現在は議員の任期と同じ4年の任期となっているが、任期の途中であっても所属委員の交代が認められるよう2年に改めることを提案する。
- その他の役職等についても、議員が、幅広く経験と知識が得られるよう、配慮した運営を提案する。

（３）諸課題対応・政策提言

- ・議会が、少子高齢化、人口減少、コロナ禍など、社会の変化に対応し、課題解決に取り組むためには、「地域を経営する」視点に立つ必要があり、そのうえで、適切な批判と監視の責務をより高めていく必要がある。
- ・令和3年9月に当委員会で実施した、「川俣町議会に関するアンケート（以下、「住民アンケート」という。）の結果からも、議会と議員の役割、取り組みとして、最も期待されることは、「議員自ら政策を立案し、提言を行う」であった。（394人中246人。※複数回答）
- ・町長と議会が互いに権限を二分して住民を代表する「二元的代表制」が地方自治の根本であるが、議会には、「議決権（住民意思の決定）」があるものの、予算の「編成権」と「提案権」、「執行権」は町長に専属しており、政策立案と執行は、従来、町長の役割と考えられてきた。
- ・しかし、従来のいわゆる町長提案に対する「追認機関」としての議会から脱却し、住民福祉の向上を、議会側から追求する取組が進められており、その

主たる取組が議会改革であり、政策提言である。

- ・住民アンケートから得られた、議会・議員に対する市民の期待に応えるためにも、議会からの政策提言を強化しなければならない。
- ・「政策」に対する議会側の強みとして、町長がひとりであることに対し、議会は複数で協議し、妥当性を高められることにある。また、政策系2つの常任委員会においては、「調査権」と「審査権」を行使することで、会期にとらわれず、深く、幅広く、政策について考えることが可能である。

【調査結果、意見、提言】

- 政策系2つの常任委員会においては、所管する事務について、町政進展上の課題となっている事象の把握に努め、調査し、協議、検討のうえ、一定の結論が導かれたときは、町長に対し政策として提言できるような運営を心掛けるよう提言する。
- また、別途提案する「議会モニター」等、市民の声、意見から、政策についての気づきを増やし、議会本来の役割である「批判と監視」「意思決定」の機能を高める取組についても検討されたい。

2 議会への市民参加のあり方

(1) 議会に関する住民アンケートについて

- ・議会運営の効率化、市民意見の集約と反映のため、令和3年9月に住民アンケートを実施した。

【調査結果】

- ・対象：自治会長、行政区長、商工会役員、農業委員、民生・児童委員、消防団幹部、保健委員会理事、小中学校 PTA 役員、コミュニティちやばたけ、聚溪會、川俣高校生に直接依頼（658 部）のほか、役場、各公民館、体育館、とんやの郷の窓口等にアンケート用紙と回収箱を設置して実施（320 部）。合計 973 部
- ・回収数：394 部（回収率 40.5%）
- ・主な設問：①議会に対する関心度 ②市民と議員との関係 ③まちづくりと議会の関係 ④議員のなり手の確保策 ⑤議員の身分と処遇 ⑥その他
※詳細は中間報告書に添付したアンケート結果のとおり。
- ・アンケートから、主に次のような結果が得られた。
 - ①「日ごろ、議会について話題にする」「開催時期について知っている」の回答が約6割、「議会だよりを読んだことがある」が約9割であるなど、市民の

議会への関心度は高いことがわかった。

②住民と議員との関係については、設問によって回答にばらつきがあるものの、概ね半数程度が身近に感じており、また比較的「知っている」の傾向が多くみられた。

③「まちづくりと議会の関係」については、町民が期待する議会・議員の取組は、「政策提言」（246人）「情報公開」（217人）、「報告会」（186人）であった。

④「議員のなり手の確保策」について、町民が必要だと考える取組は「議会モニター制度」（171人）が最多で、次いで「子ども議会」（134人）「女性議会」（128人）という結果であった。

⑤議員の身分と処遇について、「（あなたが）議員に立候補するとして、議員報酬が妥当と考えるか」聞いたところ、「妥当」が50%（196人）、次いで「高い」が22%（88人）、「安い」が18%（70人）であった。また、無回答も10%（40人）あったほか、各回答の自由記載から、いずれも判断の基準や比較対象等に迷いながら回答したことがわかった。

○町議会として実施した初めての住民アンケートであり、結果については令和3年12月議会定例会で中間報告したほか、議会だより令和4年2月発行号、議会ホームページに掲載し、また、各公共施設に書面配布して情報公開に努めた。当委員会では、この結果を受け、中間報告後の諸調査を実施したほか、意見、提言に努めたところである。

（２）町民意見を反映するための広報広聴

- ・住民アンケート結果から、住民の議会への関心度は比較的高く、議会だよりを主な情報源としているほか、およそ半分程度は、身近な議員がいる、と答えている。しかし、実際に議会を傍聴したことのある町民は少なく、二元代表制としての「議会」を正しく理解する町民は3割に満たない状況（24%）であり、このことが、議員のなり手や、地方自治（団体意思の決定・地域のことは地域が自ら決定する）の点で課題と言える。
- ・また、住民の議員に対する「政策提言」「情報公開」「報告会」の要望が高いことから、直接、町民と対話する機会、政策（暮らしやすさを向上するための取組）についてともに考える機会、議会が自ら住民に説明・報告する機会について、検討する必要がある。

【調査結果、意見、提言】

○議会は、憲法に定められた地方公共団体の意思決定機関であり、町長とともに直接公選により選ばれた議員で構成する重要な議事機関であるが、議員の

なり手は年々少なくなっており、また、住民アンケート結果からは約半数が「身近に相談できる議員はいない」「議員をほとんど知らない、または関心がない」と回答している。

○議員のなり手の問題や、地方自治の維持、進展において、議会に対する住民の理解、信頼を高める取組は必要不可欠であり、将来にわたって欠くことのできないものである。

○先進議会を参考に、議会への住民参加の手法を検討してきたが、当委員会では「議会モニター制度」を提案する。

○「議会モニター制度」については、「住民に開かれ、わかりやすく、活動する議会」を標榜する北海道芽室町などで採用されている住民参加の仕組みである。芽室町では、本会議や委員会の会議傍聴のほか、議員との意見交換、議長が依頼した議会調査事項に関する提言などに協力する住民を、公募により委嘱している。10名から初め、現在は20人まで定員を拡大し、町民118人が経験者となっている。議会をよく知る住民が増えることで、地方自治意識の高まり、議員の担い手の課題に対して、非常に効果があるとされている。課題として、モニターのなり手の問題や、費用弁償の仕組み等があるが、モニター経験者が議員に立候補し議員になるなど、担い手の課題に対しては特に有効であるという。

○以上を参考に、川俣町独自の議会モニター制度を創設されたい。制度創設と運営については、議会運営委員会を所管とするのが望ましい。

○なお、その他の取組として、次のような提案も示され、当委員会では意見の一致には至らなかったが、議会運営委員会において、継続して検討されたい。

【その他の提案】

- ・定例会前に、議会だより臨時号を発行し、議案、一般質問の通告内容などを告知する。
- ・多くの町民が傍聴しやすいよう、日曜や夜間に議会を開催する。
- ・議会に対する意見、要望等を受け付ける目安箱を設置する。
- ・女性団体、スポーツクラブ、老人クラブ等などとの意見交換会を実施する。

3 議会の機能強化、議会運営の適正化

(1) 一般質問のあり方、議案説明・質疑等のあり方

- ・中間報告時に「質問項目の書き方がばらばらなので、わかりやすい書式に見直してはどうか」と出された意見については、令和4年3月定例会から、通告様式をヨコ書きにして、記載項目の書き方の統一を図ったところである。

【調査結果、意見、提言】

- 一般質問を行う目的と効果は、「執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治的責任を明確にさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させる」ことにある。（※議員必携より）
- 単なる事務的な見解をただすに過ぎないものや、説明を求めるだけのもの、道路改修などを求めるだけのものは、一般質問としては適当でなく、また、要望、お礼の言葉を述べることは、厳に慎むべきものである。
- また、別途、提言するＩＣＴ・タブレット端末の導入により、質問の主旨や主張を明確にし、傍聴者に分かりやすく、質の高い議論を展開されたい。
- 質疑は、「議題に供された事件について疑義をただすもの」（※議員必携より）である。
- 議員は、「大所高所からの政策を建設的立場で論議すべき」である。
- 議員の発言に改善の余地があると判断されるきは、議会運営委員会において、適宜検討のうえ、議員申し合わせを行うこととする。

（２）会議規則等の見直し検討について

- ・川俣町議会会議規則については、中間報告の内容に基づき、欠席できる事由を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」としたほか、議員が出産する場合、出産予定日の前後の期間を明示して欠席できるようにし、さらに、請願者の押印義務付けを見直すよう、令和３年１２月８日付けで改正したところである。
- ・川俣町議会会議規則、川俣町議会運営に関する基準等について、内容に重複や一部不一致がある点については、中間報告のとおりである。また、申し合わせ事項としている事項を基準等に定めるかどうかについても協議したが、「改選等にかかわらず恒常的に運用するために、原則、基準等に定めるべき」という意見と「改正等の手続きが必要でなく、協議によりすぐに変更が可能な運用ができるよう、現状通り申し合わせの取り扱いがよい」という意見の両方が出されたところである。

【調査結果、意見、提言】

- 規則のほか、川俣町議会運営に関する基準等のうち、運営に支障が生じると判断される規定から順次、議会運営委員会において検討のうえ速やかに改正することとする。また、その他の事項については、議会運営委員会で議員申し合わせを提案のうえ、全議員で共有し、運用の徹底を図ることとする。
- その他、議会運営委員会において、議会運営委員会で議員申し合わせを提案のうえ、全議員で共有し、運用の徹底を図ることとする。

(3) 議選監査委員のあり方

- ・議会選出の監査委員が、予算決算常任委員として決算審査に参加し、一旦は自ら「認定」と結論付けた決算に発言することについての協議は、中間報告のとおりである。
- ・決算審査に参加することの是非については、「定数を減らしてきた中でも活発な議論を行うための措置であり、議会改革の一環である」という意見、「町長から委嘱された監査委員として、自らが既に認定と決定した決算に、議員の立場で質疑するのは矛盾があるので質疑は自粛すべきである」という意見、「議員であり、町長から委嘱される監査委員でもある本人が良識を持って判断すべきである」などの意見が出されている。
- ・議選監査委員は、議会議員としての立場と、町長から選任される特別職としての立場、二重身分を持つことを理解のうえ、監査及び予算決算常任委員会審査に当たらなければならないものとなっている。この点、議会改革により、全議員が予算決算常任委員会に参加することを決定した経過も踏まえた運用が必要である。

【調査結果、意見、提言】

- 議会から選出される監査委員については、現行の制度を運用しながら、予算決算常任委員会の審査が円滑に、議論の余地なく運営されるよう、配慮した決算審議のあり方について、議会運営委員会において継続協議することとする。

(4) 議会DX、ICTの推進

- ・自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の流れが加速する中、議会においてもペーパーレス化とタブレット端末の導入が進められている。
- ・調査を行った先進議会においても、議案説明や付属資料、一般質問等にタブレット端末を活用している事例があるほか、住民に対する告知や説明の手段にSNSやYouTube等を活用している事例がある。

【調査結果、意見、提言】

- 議会DX、ICT推進について、議会運営委員会において、推進組織、スケジュール等について調査、検討し、順次方針を示すこととする。
- 特にタブレット端末については、各種計画書や例規集等、膨大な資料を格納しデータベース化することができ、議会運営の効率化や、議員の資質向上に大きな成果が期待されるので、通信環境の整備と貸与、運用規定等の整備に

ついて検討する。

○そのほか、SNS等により効果的な情報公開、共有についても検討を進める。

○町長においては、必要な予算の確保に特段の配慮をされたい。

(5) 政策系2つの常任委員会の機能強化（一部再掲）

- ・議会が、少子高齢化、人口減少、コロナ禍など、社会の変化に対応し、課題解決に取り組むためには、「地域を経営する」視点に立つ必要があり、そのうえで、適切な批判と監視の責務をより高めていく必要がある。
- ・令和3年9月に当委員会で実施した、「川俣町議会に関するアンケート（以下、「住民アンケート」という。）の結果からも、議会と議員の役割、取組として、最も期待されることは、「議員自ら政策を立案し、提言を行う」であった。（394人中246人。※複数回答）
- ・町長と議会が互いに権限を二分して住民を代表する「二元的代表制」が地方自治の根本であるが、議会には、「議決権（住民意思の決定）」があるものの、予算の「編成権」と「提案権」、「執行権」は町長に専属しており、政策立案と執行は、従来、町長の役割と考えられてきた。
- ・しかし、従来のいわゆる町長提案に対する「追認機関」としての議会から脱却し、住民福祉の向上を、議会側から追求する取組が進められており、その主たる取組が議会改革であり、政策提言である。
- ・住民アンケートから得られた、議会・議員に対する町民の期待に応えるためにも、議会からの政策提言を強化しなければならない。
- ・「政策」に対する議会側の強みとして、町長がひとりであることに対し、議会は複数で協議し、妥当性を高められることにある。また、政策系2つの常任委員会においては、「調査権」と「審査権」を行使することで、会期にとらわれず、深く、幅広く、政策について考えることが可能である。

【調査結果、意見、提言】

○政策系2つの常任委員会においては、所管する事務について、町政進展上の課題となっている事象の把握に努め、調査し、協議、検討のうえ、一定の結論が導かれたときは、町長に対し政策として提言できるような運営を心掛けるよう提言する。

○また、別途提案する「議会モニター」等、住民の声、意見から、政策についての気づきを増やし、議会本来の役割である「批判と監視」「意思決定」の機能を高める取組についても検討されたい。

○常任委員会及び議会運営委員会については、議員の経験と知識を高める絶好の機会である。現在は議員の任期と同じ4年の任期となっているが、任期の

途中であっても所属委員の交代が認められるよう 2 年に改めることを提案する。

(6) その他

- ・ そのほか、議会機能の強化、維持のために、次の点についても考慮すべきである。

【調査結果、意見、提言】

- 町の重要施策等については、従来、主に全員協議会で報告を受けているが、議会機能の向上と町政進展のためには、当局との適切な情報共有のあり方が重要である。当局から報告を求める事項や、定期的継続的に共有すべき事項について、政策系 2 つの常任委員会及び全員協議会において協議し、当局と協調すべきである。
- 議会事務局は、議会活動を支える重要な役割を担っている。現在の定数は 3 名で、全国町村議会の平均 2.5 人よりは多い状況であるが、議会活動の豊富化に応じた適切な人員の配置に配慮されたい。

4 議員報酬、議員待遇のあり方

(1) 議員報酬について

- ・ 現在の議員報酬月額が 228,000 円であり、平成 7 年 10 月以降、ずっと同じ額となっている。当委員会においては、議員のなり手の問題、地方自治制度上の問題、議員活動に見合った適切な額の問題など、書類調査、住民アンケート、先進議会調査、全国町村議会議長会報告書等、複数の視点で調査し、協議をしてきた。
- ・ 全国町村議員の平均年齢は 64.8 歳、全体の 74.5% が 60 歳以上であり、当議会においても、令和 4 年 10 月時点の議員の平均年齢は 69.6 歳で、偏りのある構成となっている。この点、第 32 次地方制度調査会答申においても「議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある」と指摘されたとおりである。なお、全国町村議会議員報酬の平均が 21.6 万円であるのに対し、勤労者世帯の世帯主定期収入が 33.0 万円でありその差は 11.4 万円である。市議会議員の議員報酬平均は 33.3 万円である。
- ・ 制度上、町長が「給与」であるのに対し、議員へは「報酬」であり、「役務の対価」となっている。川俣町長の給与は月額 846,000 円で、議員報酬月額を比較すると町長給与の 30.0% となっている。昭和 51 年に全国町村議会議長

会がモデルとして示した「首長の給与月額の 30%ないし 31%相当額」に合致しているが、あくまで当時の標準である。その後、議員定数は昭和 51 年当時の 26 人から半分以下となった一方、地方分権と合併協議を経て、さらに東日本大震災を経験し、協議すべき事項が増えるなど、議員活動は増大している。

- ・過去に設置された議会改革等に関する調査特別委員会では、平成 22 年 12 月報告で「町議会議員の報酬を生活給と明確に位置づけ、議員の身分と生活を補償する制度にすべき」、また、平成 26 年 12 月報告で「議員については町職員係長相当職、(中略)が報酬として必要である」と結論付けられ、議員の報酬額を 264,500 円と明確に示したが、いまだ、実現していない。

平成 26 年 12 月特別委員会報告の議員報酬額 (円)

			現行報酬額	報酬額
議	長		338,000	376,300
副	議	長	254,000	294,300
議	員		228,000	264,500

- ・議員報酬の改定に当たっては、「川俣町特別職報酬等審議会条例」に基づき、町長が設置する川俣町特別職報酬等審議会（以下、「報酬審議会」という。）に、「議員報酬等の額」について諮問する手続きが定められている。報酬審議会制度そのものは、旧自治省の通達によるものだが、かつて、議会が自ら報酬を上昇させる改定を行っていた事例に対する批判に対応するための措置であり、また、議員の身分が「非常勤の特別職」と誤解されていた時代（旧自治法第 203 条）のものである。条例制定から 57 年が経過し、他の「非常勤」の特別職から明確に議員を分離する自治法の改正（平成 20 年）が行われたほか、地方分権の進展により、二元代表制の一翼として、議会が自ら住民参加・協働のもと、自らの責任において、議員報酬の改定を提案する議会が現れ始めている。ちなみに議員報酬の条例案提出者は、最終的には議会が議決するがゆえに、議員・委員会、町長、住民（直接請求に基づき町長が提案）のどこからでも提出可能である。
- ・住民アンケートでは、解説を付したうえで「あなたが議員に立候補するとして、この議員報酬月額は妥当だと思いますか。」の設問に回答してもらった。全体の半分以上が「妥当」と回答し、「高い」が 22%、「安い」が 18%、そのほか「無回答」が 10%であった。（再掲）
- ・回答の理由を聞いた各自由記載の内容から大別すると、「妥当」と回答した理由の最多は「活動日数から見て（15%）」で、次いで「町民の収入、他町村議会の報酬等と比較して（11%）」。「高い」と回答した理由の最多は「活動量が

報酬に見合っていないと感じる（33%）」で、次いで「活動内容が見えない、わからない（19%）」。「安い」と回答した理由の最多は「議員報酬のみでは生活が厳しく、そのため若い世代が立候補できない（42%）」で、次いで「議会活動を活発にしてほしい（19%）」。さらに、「無回答」であったが、自由記載のあったものを大別すると「基準や相場が分からない」「議員によって活動量がちがう」が同率（33%）であった。

- ・以上の回答から、町民の「議員は、もっと町民福祉向上のために働いてほしい」という、期待と批判の両方が現れた結果であると捉えることができる。
- ・先進議会として調査を行った、神奈川県の実山町議会は、町村議会としては議員報酬が最高額の月額 40 万円であった。これまで、適正な報酬額に見直そう、繰り返し市民から陳情書が提出されていたが、識者である江藤俊昭氏（大正大学社会共生学部教授）が提唱した「活動内容を踏まえた原価方式（以下、「原価方式」という）」により、議会・議員活動量を 1 年間にわたって計測し、算出した結果、「適正額である」という結果が得られ、公表したことにより、以後、同様の陳情書は提出されなくなったという。
- ・江藤氏の提唱する原価方式については、全国町村議会議長会から委託研究事業の報告書としてまとめられているので、参照されたい。（令和 4 年 2 月全国町村議会議長会発行「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き ～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～」（以下、「全国町村議会議長会報告書」という。）
- ・市町村議会議員が「名誉職」とされた戦前なら知らず、現代においては、「普通の人が議員になれるための制度（※全国町村議会議長会報告書）」として、適正な議員報酬額について検討されなければならないし、また、特定の人でなければ議員を志すことができないような状況を看過すれば、地方自治制度そのものの衰退を、地域が自ら招くことにつながりかねない。

【調査結果、意見、提言】

○住民アンケート結果から、現在の議員報酬額は、半数から概ね「妥当」と判断されたが、これは、現在の、町民の目に見える範囲で議員を判断した結果であり、議会活動の成果が十分に表れていないことへの批判と、町民がわかる、目に見えるかたちで議会活動を表してこなかった議員自身への反省の結果である。「高い」と答えた理由の多くが「活動量に見合っていない」と批判的に捉えた一方で、「安い」と答えた町民からは「若い人も立候補できるように」「もっと町民のために活動を」「議員活動に専念できるように」と、議員活動の充実、強化を望む声が聞かれた。このことは、議会改革への期待であり、住民福祉の向上を目指す議会、議員の姿を待望する声である。

- 町村議会議員報酬の低さについては、第 32 次地方制度調査会、全国町村議会議長会報告書のとおりであり、全国的な課題となっているにもかかわらず、実際は、地域が自ら地方自治について考え、維持、発展させるために必要な議員報酬額がいくらであるのか、判断しなければならない。
- 議員各位は、以上の点をよく考慮され、自ら研鑽と住民意見の反映に努めるとともに、議会改革を住民の目に見えるかたちで表し、議会として、住民福祉の向上を追求し、実現させていかなければならない。そのうえで、将来にわたって持続可能な議員報酬について提案し、住民の理解のもと、上昇改定を目指すべきである。
- 町長は、上記の内容について、深く理解するとともに、ともに地方自治の一翼を担うべき、将来も見据えた議会議員の適正な報酬額について検討し、早急に、報酬審議会に諮問されたい。
- 報酬審議会の委員の選任に当たっては、議会議員の活動についてよく知る町民等から選任されるとともに、議会から直接説明できる機会を十分に設けられたい。
- 適正な報酬額の算定に当たっては、原価方式を参考にされるとともに、議会改革によって増大する活動量を適切に見込まれるよう意見する。

(2) 議員定数について

- ・(説明) 現在の議員定数は 12 人であり、平成 27 年 4 月の条例改正により定められた人数となっている。
- ・議員定数の変遷については以下のとおりである。

条例改正年月	定数 (改正)	経過等
昭和 30 年	30 人	町村合併
昭和 44 年 12 月	26 人	
昭和 57 年 12 月	26→24 (58.4～)	「(町村議員は法定定数の△20%の減員率という)全国的な議員定数の趨勢に鑑み」提案される。賛成 22／反対 2

平成 4 年 12 月	24→22 (H7. 4～)	H3. 9～議員定数調査特別委員会設置。委員 12 名。 報告書「標準的で適正な本町の議員定数は 22 人にすべき」の結論。賛成 18／反対 3
平成 12 年 12 月	22→20 (H15. 4～)	H11. 9～議員定数等調査特別委員会。「本町にとって最も効率的、効果的な定数等のあり方」を調査した。報告書の意見では、現状のまま、2 減、4 減の 3 択があり、委員会では 4 減の定数 18 としたが、採決の結果 2 減の定数 20 となった。賛成 15／反対 5／無効 1。議員提案により条例改正。
平成 18 年 12 月	20→16 (H19. 4～)	H17 年 12 月～議員定数等調査特別委員会。 「(H18. 11) 町長選挙において、町民は自立のまちづくりを選択した」ことなどが発端。福島大学今井照教授による研修、会津坂下町を視察。報告書の意見では、現状のまま、2 減、4 減、6 減、10 減、現状のまま報酬を 30%削減する案があり、結論として 4 減を選択。報告後、動議で議員 6 名が 10 減案を提案したが賛成 7／反対 12 で否決。 その後、採決で 4 減の定数 16 とする案が賛成 12／反対 7 で可決した。
平成 26 年 12 月		議員定数等調査特別委員会 (H26. 9～12) で報告 ・ 定数 16 を維持。 ・ 議員報酬は「生活給」とし、額を明示。 議 長 376, 300 円 副議長 294, 300 円 議 員 264, 500 円 採決なし。議長のもとで進める、とされた。
平成 27 年 4 月	16→12 (H27. 11～)	住民による条例改正の直接請求が町に提出される。 「議員定数を定める条例の一部を改正する条例」が町から提案され、賛成 8、反対 7 で可決。

・平成 27 年改正の発端は、住民による条例改正の直接請求であり、直前に出さ

れた「議員定数等調査特別委員会」の調査結果報告の「議員定数は16人を維持」と相反する結果となっていた。直接請求に必要な有権者の50分の1の人数を大きく上回る6,384人が署名し、有権者数に対する割合は50.97%であった。請求理由の主な内容は「人口1000人に1人くらい」「次回の平成31年度の町議員選挙のときの川俣町の人口は1万2700人程度と予想されていることから、今回の11月の選挙は、4人減の12人の定数が最も適当」という内容であった。

- ・かつて、地方自治法に定められていたとおり、人口基準を参考として定数を決定する事例が多くあるが、全国町村議会議長会報告書にも記述があるとおりに「その相関関係の科学的根拠は希薄」であり「一議員に対する住民の人数は年々増加」している。議員一人にかかる職責と仕事が多くなっている現実がある。
- ・また、全国町村議会議長会報告書では「委員会における討議できる人数を基準とする」ことが提案されており、「討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）」というのが、現在の主流である。「議員定数は、一度削減すれば増加は不可能に近いことを踏まえて、定数議論は慎重に、より正確に言えば新たな議会を創出するための定数議論をすべきである」と記述のあるとおりである。その他、議員定数に関する考察については、全国町村議会議長会報告書にも記述があるので参照されたい。

【調査結果、意見、提言】

- 当議会の政策系の常任委員会1委員会の委員定数は6人であり、討議するため理想とされる基準「7、8人」を既に下回っている。
- これ以上の削減は、議会力の低下であり議会制民主主義の弱体化である。
- 将来にわたって、議会の機能を維持、向上させていくためにも、これ以上の定数削減は断固として容認すべきではない。
- 議員定数12人を堅持すること。

調査の経過

回 数	日 程	調査事項等
第 1 回	令和 2 年 1 2 月 9 日 (水)	委員長、副委員長の互選について
第 2 回	令和 3 年 1 月 1 4 日 (木)	1 委員会調査活動計画 (案) について 2 課題・調査項目の抽出について
第 3 回	令和 3 年 2 月 1 7 日 (水)	1 課題・調査項目の検討について 2 調査計画の検討について
第 4 回	令和 3 年 3 月 3 0 日 (火)	1 先進議会調査 (オンライン動画視聴) 栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会・公開中継資料・参考人招致：北海道大学名誉教授、神原 勝 氏 講演部分 2 委員間討議 ほか
第 5 回	令和 3 年 4 月 8 日 (木)	1 調査計画の検討について 2 住民意見聴取 (アンケート) について 3 所管事務調査・調査事項の検討について
第 6 回	令和 3 年 4 月 2 8 日 (水)	1 議員の役割・あり方① 研修機会、資質向上のあり方について
第 7 回	令和 3 年 5 月 1 3 日 (木)	1 議会への住民参加のあり方① (町民意見を反映するための広報広聴、アンケート設問協議) ほか
第 8 回	令和 3 年 5 月 2 1 日 (金)	1 議会への住民参加のあり方② (町民意見を反映するための広報広聴、アンケート設問協議) ほか
第 9 回	令和 3 年 6 月 2 1 日 (月)	1 議会機能強化① (一般質問のあり方、議案説明・質疑等のあり方協議) ほか
第 10 回	令和 3 年 7 月 2 0 日 (火)	1 議会機能強化② (会議規則等の見直し検討について) ほか
第 11 回	令和 3 年 8 月 1 9 日 (木)	1 議会への住民参加のあり方③ (町民意見を反映するための広報広聴、アンケート設問協議) 2 議会機能強化③ (議選監査委員のあり方について)
第 12 回	令和 3 年 9 月 2 1 日 (火)	1 議員の役割・あり方② (諸課題対応・政策提言あり方)
第 13 回	令和 3 年 1 0 月 2 1 日 (木)	1 議員の役割・あり方③ (諸課題対応・政策提言あり方)

第 14 回	令和 3 年 1 1 月 5 日(金)	1 議員の役割・あり方④(諸課題対応・政策提言あり方) 2 議会機能強化③(会議規則等の見直し検討について)
第 15 回	令和 3 年 1 1 月 1 8 日(木)	1 特別委員会・中間報告について 2 議会への住民参加のあり方④ 住民アンケート集計結果報告)
第 16 回	令和 3 年 1 2 月 2 日(木)	所管事務調査(現地調査)について
	令和 3 年 1 2 月 8 日(水)	中間報告
第 17 回	令和 3 年 1 2 月 1 4 日(火) ※全議員参加	1 特別委員会中間報告について(質疑応答) 2 川俣町議会に関するアンケートについて(意見交換) 3 今後の調査活動について
第 18 回	令和 4 年 1 月 7 日(金)	1 議会アンケート結果の分析について 2 今後の調査活動について
第 19 回	令和 4 年 2 月 1 4 日(月)	1 芽室町議会の取組について(書類調査) 2 今後の調査計画について
第 20 回	令和 4 年 3 月 3 日(木)	特別委員会の調査期間の延長について
第 21 回	令和 4 年 3 月 2 2 日(火)	1 今後の調査計画について 2 次回調査内容について
第 22 回	令和 4 年 4 月 1 8 日(月)	1 1 期目議員への聞き取り調査結果について 2 「議員報酬・定数のあり方①」議員定数について 3 「議員報酬・定数のあり方②」議員報酬・処遇について 4 芽室町議会への調査依頼について
第 23 回	令和 4 年 5 月 1 3 日(金)	1 芽室町議会への調査事項について 2 所管事務調査(先進地視察)について
第 24 回	令和 4 年 5 月 2 6 日(木) ※オンライン調査	先進地(オンライン)調査 芽室町の議会改革の取組について
第 25 回	令和 4 年 6 月 8 日(水)	1 芽室町議会への調査結果について 2 議会調査の実施について

第 26 回	令和 4 年 6 月 1 5 日 (水)	調査事項協議・議会改革の調査事項について
	令和 4 年 6 月 2 7 日 (月) 6 月 2 8 日 (火)	先進議会調査 神奈川県 葉山町議会 神奈川県 開成町議会
第 27 回	令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)	芽室町議会、葉山町議会、開成町議会の調査結果について
第 28 回	令和 4 年 8 月 1 0 日 (水)	議会改革の取組（調査報告書に記載する事項）について
第 29 回	令和 4 年 8 月 2 4 日 (水)	1 調査報告書のまとめ方について 2 議会・議員の役割・あり方（まとめ）について
第 30 回	令和 4 年 9 月 1 5 日 (木)	1 議会・議員の役割・あり方（まとめ②）について 2 議会への住民参加のあり方（まとめ①）について
第 31 回	令和 4 年 9 月 2 9 日 (木)	1 議会への住民参加のあり方（まとめ②）について 2 タブレット端末体験会について
第 32 回	令和 4 年 1 0 月 6 日 (木)	最終報告書まとめ①
第 33 回	令和 4 年 1 0 月 1 4 日 (金)	最終報告書まとめ②
第 34 回	令和 4 年 1 0 月 2 1 日 (金)	最終報告書まとめ③
第 35 回	令和 4 年 1 1 月 1 5 日 (火)	最終報告書まとめ④